

内部統制システム構築の基本方針

1. 「当社および子会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人は、「東京楽天地グループ行動憲章」および「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、その職務の執行に当たり一人ひとりが法令・定款・企業倫理を遵守し、リーガルマインドを培う企業風土の確立に努める。
- (2) 当社および子会社の取締役会における取締役相互の監督および当社取締役会による執行役員の監督ならびに監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の職務執行の監査により、その適法性および妥当性を確保する。
- (3) 当社および子会社におけるコンプライアンス・リスク管理体制を整備するため、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。コンプライアンス・リスク管理委員会は、事務局を当社法務部に置き、法令遵守と企業倫理尊重の周知に関する事項、リスクの情報収集とその対策に関する事項、通報・相談に対する調査およびその処置に関する事項を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会の議事内容は、当社取締役会に報告する。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンス・リスク管理に関する当社および子会社の内部通報制度として、コンプライアンス・リスク管理委員会内に通報・相談窓口を設け、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、適切な運用を行う。
- (5) 当社社長執行役員（以下、「社長」という。）直轄の内部監査室は、コンプライアンス・リスク管理委員会および監査等委員会と連携し、当社および子会社におけるコンプライアンスの状況を監査し、監査結果を適宜当社社長および監査等委員会に報告する。

2. 「当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

- (1) 当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 「当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- (1) 当社および子会社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」および「内部監査規程」等のリスク管理に関する社内諸規程に基づき、リスク管理を行う。当社各部門長および子会社社長は、定期的にはリスク管理の状況をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

- (2) 当社内部監査室は、当社および子会社のリスク管理の状況把握、内部統制の有効性評価・改善のために、内部監査を実施し、監査結果を適宜当社社長および監査等委員会に報告する。
- (3) 「緊急時報告規程」において、当社および子会社の緊急事態に対する報告体制を定め、緊急事態発生の際には、被害の拡大防止と十分な支援・広報態勢をとる。また、必要に応じ当社社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部のアドバイザーに協力を仰ぎ迅速な対応を行う。

4. 「当社および子会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 当社は、迅速な経営判断と効率的な職務執行を行う体制として、取締役会の決議により執行役員を選任し、事業・業務ごとに担当職務を委嘱する。執行役員は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会で決定された経営計画の進捗管理を行う。
- (2) 「取締役会規則」に定める付議基準に満たない職務執行に係る重要事項については、「当務役員会規則」に基づき、当務役員会において審議し、意思決定、情報伝達の迅速化をはかるなど、経営環境の変化に対して的確な経営判断が行えるよう努める。
- (3) 当社および子会社の職務執行に関する権限と責任、指揮・報告系統等詳細については、各社の「職務分掌規程」および「稟議決裁規程」に定める。
- (4) 子会社を担当する執行役員は、子会社の経営状況および取締役の職務執行状況につき、定期的に当社社長および取締役会に報告する。また、取締役会は、子会社の取締役に対し、自らまたは執行役員を通じて適宜必要な助言・指導を行い、これにより、当社および子会社の取締役および執行役員の効率的な職務執行を確保する。

5. 「当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- (1) 当社および子会社における業務の適正を確保するため、「東京楽天地グループ行動憲章」を子会社に適用する。また、「グループ経営管理規程」を制定し、当社および子会社における経営管理体制、リスク管理体制、内部統制システムを整備するとともに、子会社を統括する部門（当社経営企画部）および予算会議、営業会議等の会議体について定め、当社および子会社間の指示・伝達、情報共有・意思疎通が適切に行われる体制を整備する。
- (2) 当社および子会社においては、各社の事業運営および取引の自立性を保つことを基本とする。
- (3) 当社および子会社におけるコンプライアンス・リスク管理体制として、「コンプライアンス・リスク管理規程」および「緊急時報告規程」を子会社に適用する。また、子会社は、当社からの指示あるいは当社との取引等において、法令違反その他コンプライアンス・リスク管理上問題があると認めた場合は、直ちにコンプライアンス・リス

ク管理委員会に報告する。

- (4) 当社内部監査室は、当社および子会社における業務の適正を確保するため、「内部監査規程」に基づき、当社および子会社の内部統制について監査し、監査結果を適宜当社社長および監査等委員会に報告する。

6. 「監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

- (1) 監査等委員会がその職務の補助者を求めた場合は、使用人の中から適切な者を指名し、監査等委員会の同意を得たうえで、補助の任に当たらせる。また、当該使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員から独立し、監査等委員会の指揮監督のもと、その補助職務に専従するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員からの指示命令は受けない。

7. 「当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」

- (1) 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、当社および子会社の業務または業績に重大な影響を与える事実を発見した場合、違法行為や不正行為を発見した場合には、遅滞なく監査等委員会に報告し、また、監査等委員会からの求めにより、必要に応じて業務・財産等の状況について報告する。
- (2) 当社内部監査室は、適宜内部監査結果を監査等委員会に報告する。
- (3) 当社および子会社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁じ、その旨を「コンプライアンス・リスク管理規程」に明記する。

8. 「その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会監査に対する理解をさらに深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の職務の執行を監査するため、取締役会のほか、重要な会議体へ出席し、必要な書類の閲覧等を行うことができる。
- (3) 監査等委員は、会計監査人および当社内部監査室ならびに子会社監査役との連携を密にし、効率的かつ効果的な監査を行う。
- (4) 監査等委員の職務の執行に伴い生ずる費用（明らかに監査等委員の職務の執行に必要なでないものと認められるものを除く。）については、当社がこれを負担するものとし、速やかに精算を行う。

9. 「反社会的勢力排除に関する体制」

- (1) 「東京楽天地グループ行動憲章」に基づき、反社会的勢力との関係を断絶し、取締役、執行役員および使用人の意識向上をはかる。また、取引開始に当たっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力との無関係性を確認する。
- (2) 反社会的勢力に対処する弁護士等の外部専門機関との関係を築き、不当要求等が発生した場合は、それらの機関との連携をとり、反社会的勢力に対応する。